

公売公告兼見積価額の公告

7 重 税 管 第 8 号
令 和 7 年 4 月 15 日
高知市長 桑 名 龍 吾

下記のとおり差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

記

公売財産の種類		登録自動車
公売財産、公売保証金及び見積価額		別紙のとおり
公売方法		期間競り売り
競り売り期間		令和7年5月13日午後1時00分から令和7年5月15日午後11時00分まで
公売場所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークション上
開札日時及び場所		令和7年5月16日午前10時00分 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークション上
最高価申込者決定日時及び場所		令和7年5月16日午前10時00分 高知市役所税務管理課
売却決定日時及び場所		令和7年5月23日午前11時00分 高知市役所税務管理課
代金納付期限		令和7年5月23日午後2時30分
		(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の執行停止があった場合を除く)
その他	1	この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
	2	入札者に国税徴収法第108条各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
	3	公売財産の競り売りに係る買受けの申込みをしようとする者は、公売参加申込期間中(令和7年4月15日午後1時～令和7年5月7日午後11時)に所定の公売参加申込手続きが必要です。
	4	入札者等は、公売保証金の提供が必要な公売財産について公売参加申込みをしようとする場合は、紀尾井町戦略研究株式会社が提供するオークションサイトにクレジットカードで公売保証金を提供する必要があります。買受代金の納付は高知市が指定する金融機関の振込に限ります。
	5	公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければなりません。
	6	競り売りにかかる買受の申込は、競り売り期間中であれば何度でもできます。一度行った競り売りにかかる買受の申込は、変更又は取消しはできません。
	7	見積価額以上の入札者のうち、最高価額で申込した者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、最高価申込者の売却決定金額は買受申込価額となります。
	8	2人以上が同額の買受申込価額を設定した場合、先に設定した者を最高価申込者として決定します。
	9	入札等により自己に関わる情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、高知市は何ら補償しません。
	10	引渡しを行う財産の引渡しは、代金納付時点の現況有姿になります。
	11	公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
	12	公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときです。
	13	また、高知市は公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。
	14	公売公告の内容及び公売財産に関わる写真等は、高知市役所税務管理課で閲覧できます。
	15	本財産について、適格請求書(インボイス)の交付はありません。
	16	公売参加申込期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンスの期間を除きます。
	17	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止する場合があります。
	18	国税徴収法第115条第2項の規定により、買受代金の納付の期限を延長します。
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在高申立書により、その内容を高知市長に申し出てください。 なお、債権現在高申立書の用紙は高知市役所税務管理課に用意してあります。		